

Title	司法省御雇外人ブスケと法学校に関する建議： 続続・明治法制史料雑纂（一一・完）
Sub Title	An Advice of G. H. Bousquet, adviser to ministry of justice, on the law school's education
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.4 (1968. 4) ,p.62- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680415-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

司法省御雇外人ブスケの法学校に関する建議

統統・明治法制史料雜纂(一一・完)

手塚 豊

ブスケ (Georges Hilaire Bousquet) は、明治初期、わが司法省がはじめて雇傭したフランス人法律家であり、明治五年二月に来朝、同九年三月まで四カ年間、法律顧問兼法学教師として在職した。彼は、その在職中、当時の司法省において行われた諸立法事業に参加、また明法寮、司法省本省において行われた法学生徒の教育に従事した。私は別稿「司法省法学校小史」において、彼の雇入れ前後の事情、そしてまた彼の法律学教育の状況についても、一応の考察を試みた。⁽¹⁾ところが、その後の調査により、来朝早々のブスケが、司法省(明法寮)において行われるべき法学教育の具体策について当局に建議した文書二通が、現在、法務図書館に所蔵されているのを知った。「法律学校ノ事」と「法律学校見込書」⁽²⁾がそれである。これらの建議は、その後明法寮において実際に開始された法学教育に、かなりの影響を及ぼした重要資料と思われるので、ここにその全文を覆刻、発表したい。

「法律学校ノ事」(司法省十行野紙、十一枚)は、法律の公務に従事する者の資格、およびその資格を与うるための法学教育の実状を、フランスの例をあげて説明し、日本において早急に行うべき法学教育の着手方法を述べたものである。日附は「日本四月二十日」とあり、何年のものかは明記されていないが、明治五年四月二十日(西曆一八七二年五月二十七日)の文書であることは、疑う余地がない。なぜならば、次に掲げる「法律学校見込書」(明治五年四月二十四日付)に先立つものと思われるからである。この「法律学校ノ事」の中で「兼テ此前、司法大輔閣下ニ差出セン見込書ニモ記セン如ク、現行日本ニ行ハル、法律ヲ詮議スル為メ掛リ官員ヲ任シ其法律ヲ編輯セシメ云々」あるいはまた「我兼テ差出セン見込書に記シタル如ク、司法省ニ於テ仏語ノ稽古ヲ取立ル云々」と述べていることは注意を要する。ここにいう「見込書」に該当すると思われる文書は、これまた法務図書館所蔵の「日本法律創定ノ事業」(司法省十行野紙、五枚)⁽³⁾である。これはフランス法に則り、わが国がヨーロッパ式の

法律を編纂する場合の方途を述べたものであつて、日付は明らかでないが、ブスケ来朝早々の建議と推定される。この中で、いち早く彼は、現行日本法律の調査、編纂並びにフランス法を原語で理解するためのフランス語教育の必要を申上しているのである。

「法律学校見込書」(司法省十行野紙、四枚)は、フランス法教育を開始する準備としてフランス語教育の構想を述べたものである。

「法律学校ノ事」と「法律学校見込書」にみえていゝブスケの法学教育開始の構想をまとめてみれば、次の通りである。

一 日本の法学教育は、先ずフランス法を教えるべきであつて、ローマ法を教える必要はない。そしてフランスの民法、刑法などを教える前に、国法、私法の問題、官庁、司法職制、政治などフランスの一般的状況を教育する。

二 同時に、現行日本法を教えることも必要であり(比較研究のためにも)、それにはまずその調査が先決問題である。

三 フランス法を原語で学ぶため、至急に「仮学校」を建て、フランス語の授業を早速に開始する。

四 生徒を上級、下級に分け、上級にはすでにある程度フランス語を学習した者を入学せしめ、一年間教育する。入学銓衡には官立学校のフランス人語学教師かあるいはフランス人法律教師(当時、ブスケ以外にはないから、自らを指すのであらう)も立会わせる。上級担当教師には、すでに日本の生徒にフランス語を教えた経験のある者から、練達の人を選んで起用する。

下級には、初学者またはフランス語学習程度の低い者を入学

司法省御雇外人ブスケの法学校に関する建議

せしめ、「初年」「後年」と分けて教育する。修業年限二年の意味であらう。

五 生徒には、将来法律学を学ぶことを誓約せしめ、裁判官に登用することを予定して、すべて官費養成とする。

六 生徒は二十歳以上で、すでに相当の一般的学力ある者を選び、その員数は三、四十名に限定する。

七 修了した生徒には、免状を与え、司法省の通訳にするか、あるいは法律学の学習に進ませる。

八 フランス語の学力不十分の者は、原級にとどめ、法律学の学習に進ませない。

九 半年毎に、成績優等者を表彰する制度を設ける。細かい学則は、開成校のそれに準ずる。

要するに、ブスケの建議は、フランス法教育の前提として、フランス語教育の早急な開始を要望したものである。

明治四年八月に設けられた明法寮が、司法官となるべき法律家の養成を主たる目的として発足したこと、そしてまた、その教師として(一般的法律顧問も兼ねて)ブスケが招聘されたことは、すでに前掲の拙稿「法学校小史」において考証した通りであるが、ブスケ来朝の五年二月の時点において、明法寮当局が法学教育についてどんな構想をもつていたかは明らかでない。全くの白紙状態で、すべてはフランス人法律家の意見を聞く予定であつたかも知れないし、あるいはまた、フランス人法律家が来朝すれば、直にフランス法教育が開始されるものと、簡単に期待していたのかも知れない。もし

も後者であれば、ブスケの建議は当局の予期に反した遠大な計画であつたといえよう。

いずれにもせよ、明法寮の法学教育のプランが、ブスケの建議にもつづき、まずフランス語の教育を早急に開始するという方向に決定したことはたしかである。なぜならば、ブスケ建議の翌五月、明法寮で計画した「法学生徒一百名新募集費見込」によると、定員百名で修業年限十カ年、最初の五年半は専らフランス語の学習を行わせる構想であつたからである。この計画についても、すでに前掲拙稿において説明したので、ここではくり返さないが、ただその構想は、ブスケの建議よりもはるかに長期にわたる計画であり、またその規模もさらに拡大したものであつたことを指摘しておきたい。当時の明法寮当局は、法律家を早急に養成する必要があつたにもかかわらず、拙速の方法を採らず、ブスケの建議を卒直にうけ入れ、それを上まわる周到、遠大な計画を打ち出したといえるであらう。

しかし、実際には経費の関係もあつたため、その規模は縮小され、五年七月、生徒定員を二十名とし、とくに修了期間を明定しないフランス語教育の開始を決定、九月から授業開始の運びに至つたのである。そして、その教師に選ばれたリベロール (Henri de Ribollet) は、ブスケがその建議で主張しているごとく「日本ノ学生ニ仏蘭西語ヲ教授」したところのある経験者であつた。また、彼は生徒の入学試験にも立会つたが、この点もブスケがその建議で述べているところである。

このように、本稿で紹介するブスケの建議書は、明法寮の法学教

育開始の指針となつた重要文書とみてよからう。

(1) 拙稿「司法省法学校小史(1)——統続・明治法制史料雑纂(四)

——」本誌第四〇巻六号・五八頁以下参照。

(2)(3) いずれも法務図書館蔵「教師質問録・初篇」に綴り込まれている文書である。「日本法律創定の事業」も、私は別の機会にその全文を覆刻、発表する予定である。

(4) 拙稿・前掲法学校小史・本誌第四〇巻六号・五七頁——六〇頁。

(5) 前掲書・六一頁——六二頁。なお、この「見込」書のはほとんど全文が、松尾章一「明治政府の法学教育——明法寮と司法省法学校の史料を中心として」・法学志林第六十四巻(昭和四十二年)三、四合併号・一〇九頁——一一頁に覆刻されている。

(6)(7) 拙稿・前掲法学校小史・本誌第四〇巻六号・六二頁。

(8) 前掲書・六三頁。

前註

(1) 原文には句読点がないが、手塚において附した。

(2) 濁点は附してある場合と、そうでない場合と不統一であるが、すべて原文のままである。

(3) 本文中の()の部分は、原文では欄外に書かれている小見出しであり、行間の()内の文字は、手塚の註記である。

(4) 現在余り使用されない字体は、普通のものに改めた。ㄱ(コト)、ㅈ(トモ)、得(得)、契(契)、解(解)の類である。

(5) 本文に散在するルビは、フランス語の仮名書きが多いが、その他のものもふくみ、すべて原文のままである。

(6) フランスは、仏蘭西、法蘭西、仏朗西と三通に書かれているが、すべて原文のままである。

法律学校ノ事

(法律学校ヲ立ル旨趣)

法律学ニ達シタルコトノ必要ナル公務ヲ行ハントスル者ハ、必ス法律学免許状ヲ差出サザルヲ得ス。是レ国事ニ管シ、又ハ士民ノ權利ヲ護ス可キ者ハ、無智無学ノ人ニ非ルノ証ヲ示シテカキナリ。蓋シ此免許状ヲ受取ラントスルニハ、先ツ試業ヲ受クルコトヲ必要トス。抑公務ヲ行フニハ、一学業ニ付キ登級シ、試業ヲ受ク可キハ固ヨリ理ニ協フタル所ナレドモ、亦官ヨリ若輩ヲシテ其業ヲ学ハシムル方便ヲ備ヘサルヲ得ス。蓋シ其方便トハ、第一、生徒ノ勉業ヲ主トシ、次ニ、教導ノ法ヲ一定スルニ在リテ、今、欧羅巴ニテ医学校、製薬学校、兵学校ヲ取建テタルハ、皆此趣意ニ基キ、亦法律学校ヲ立ルモ之ニ異ナルコトナシ。

(法律学ノ等級)

法律学ヲ学ヒタル浅深ニ准シテ、左ノ等級ニ登ル可シ。

法律学 「バセリエー」 第三級

法律学 「リサンセー」 第二級

法律学 「ドクトール」 第一級

鑑定人、門監、書記、代書師、巴里斯ノ治安裁判役代人等ノ職ヲ行フニハ、必ス「バセリエー」^{第三ノ級ニ登ルコトヲ必要トス。}

代言人ハ裁判役、目代、目代副役、巴里斯ノ代書師、公証人及ヒ其他ノ公務ヲ行フニハ、必ス「リサンセー」^{第二ノ級ニ登ルコトヲ}

司法省御雇外人ブスケの法学校に関する建議

必要トス。

「ドクトール」^{第一ノ級ニ登ルハ、更ニ稀ニシテ、法律博士ニ非レハ必スシモ之ニ登ルニ及ハス。}

(登級スルニ付キ学フ可キ件々及ヒ修業ノ期限)

「バセリエー」ノ級ニ登ルニハ、少クトモ二年間法律ヲ学フ可シ。

法律学ノ生徒ハ最初ノ一年間、羅馬法ノ講義ト仏蘭西民法ノ講義ヲ聴キ、其年ノ末ニ至リ、其学ヒタル事柄ニ付テノ試業ヲ受ク。

第二年目ニ至リテ左ノ諸件ヲ学フ。

第一 前年ノ続タル羅馬法ノ講義。

第二 前年ノ続タル民法ノ講義。

第三 訴訟法ノ講義。

第四 刑法ノ講義。

此年ノ末ニ至リ兩度ノ試業ヲ受ク。

「リサンセー」ノ級ニ登ラントスルニハ、第三年目ノ修業ヲ終ルコト必要ナリ。但シ第三年目ノ修業ニハ左ノ諸件ヲ学フ可シ。

第一 民法最終ノ講義。

第二 商法ノ講義。

第三 国法、政法ノ講義。

又、此級ニ登ラントスル者ハ、法律ニ管シタル題ヲ得テ、仏語ト羅匈語トシテ其論文ヲ作り、博士四名ノ面前ニ於テ之ヲ弁明ス可シ。

第三年目ノ末ニ至リ、第四次ノ試業ヲ受ク。

「ドクトール」ノ級ニ登ラントスルニハ、第四年目ノ修業ヲ終ルコ

トヲ必要トス。蓋シ其学ヲ可キ諸件ハ、羅馬法、万国公法、法律歴史等ナリ。

又、四年目ノ末ニ至リテ、更ニ法律ニ付テノ題ヲ得テ其論文ヲ作ル。

法律博士ノ職ヲ得ントスルニハ、先ツ数人同時ニ試業ヲ受ケ、從來ノ博士等ヨリ最上等ナリトノ判断ヲ得タル者、其職ニ即ク可シ。

(博士社ノ事)

学校中、同一ノ学科ヲ教ユル博士、数人ヲ総括シテ、博士社ト云フ。法律博士社ハ、法律ノ生徒ヲ教示諭責スルノ權アリテ、其命ニ服セサル者ハ、大学校會議官及ヒ教育事務委員ニ上訴スルコトヲ得可シ。博士社ノ員ハ前文ニ記スルガ如ク、試業ヲ為シテ之ヲ選舉

シ、其員中、最モ先ニ職ニ任セン者ヲ以テ、其長ト為シ、又、教育事務執政其員中ヨリ撰任シタル者ヲシテ、其監察者ト為ス。

博士社ニハ書記官一人アリテ、後ニ記スル如ク生徒ノ姓名書記ノ事ヲ管ス。

法律学校ニハ盛大ナル書庫アリテ、凡ソ法律ニ管スル古今ノ書籍ヲ蔵メ置キ、博士、生徒等、皆之ヲ看ルコトヲ許ルス。

(生徒ノ務並ニ学費)

講義ハ毎年第十一月ヲ以テ始トシ、第七月廿五日頃ヲ以テ終トシ、其席ニハ衆庶ノ來聴ヲ許ルス。

生徒ハ第十一月、第一月、第四月、第七月、都合一年ニ四度、書記局ニ設ケタル簿冊ニ、其姓名ヲ自記ス可シ。蓋シ其趣意ハ生徒ノ出席ヲ証シ、転任ヲ証シ、其学費金ヲ収メシムルニアリテ、其学費

ハ生徒姓名ヲ簿冊ニ手記スル毎ニ、四十「フランク」ナリ即チ一年十「フラン」。生徒ハ毎日講義ニ出席ス可ク、其在ルト在ラサルトハ、ク「ヲ収ム。生徒ハ毎日講義ニ出席ス可ク、其在ルト在ラサルトハ、博士其姓名ヲ呼上クルニ因リ知り得可シ。若シ欠席多ケレハ、試業ヲ受クルヲ許ルサス。

学費金ヲ収メシムル趣意ノ一ハ、官ノ經濟ヲ助クルニアレトモ、又、一ハ生徒ノ取締ヲ附ケ、乱行ヲ防クニアリテ、若シ生徒講義ノ席ニ出ルノ禁ヲ受クルコトアラハ、其先払シタル金ヲ失フノ恐レアリ。

生徒「バペリエー」及ヒ「リサンサー」ノ級ニ登ラントスル時ノ試業ヲ受ケシ後、教育事務執政ノ姓名ヲ自記シタル免状ヲ学校長又ハ博士社長ヨリ受取ル可シ。

又、法律學博士社ニ添フテ經濟學博士社アリ。法律學ノ生徒ハ隨意ニ、其經濟學ノ講義ヲ聴クコトヲ許ス。

右ニ記列スル処ハ、法律學教導法ノ大略ナリ。蓋シ當時、仏國中ニアル法律學博士社ノ數九箇トス。

日本ニテ法律學ヲ教ユル方法

(日本法律教導ノ方法)

日本ニテ法律學ヲ教ユル方法ニ付テノ見込ヲ左ニ記セントス。

先ツ第一ニ當時博士タル者唯一人ノミナレハ、直ニ博士社ヲ立ルニ及ハス。

又、當時生徒ヲシテ務メテ法律學ニ入ラシムルコト必要ナレハ、自費ヲ以テ學ニ就カシム可カラズ。却テ追々裁判官ニ任スルノ望ヲ得セシム可シ。然レトモ、教席欠席シタル者ハ、定期間、其積古ヲ

差留メ試業ヲ禁スルヲ得ヘシ。

又、生徒ノ員數ノ事ニ付テハ、巴里斯ノ法律學講義ニ出席スル者、一時ニ二百人モ之レ有リト雖モ、日本ニテハ此例ヲ以テ推ス可カラズ。其故ハ、博士タル者、其生徒ノ言語ヲ知ラサレハ、生徒ヲシテ其講スル所ヲ了解セシムルニハ、鎖末ノ事ニ至ル迄、説カザルヲ得サルニ因リ、自カラ多數ノ生徒ヲ一時ニ教ユルコト能ハサルヲ以テナリ。故ニ先ツ當時ノ所ニテハ、生徒ノ員數三十乃至四十名ヲ以テ限トス可シ。

(學科目錄)

前文ニ記列シタルヨリ更ニ重大ナルハ、生徒ノ學フ可キ科目ノ事ニシテ、當時仏國ニ於テモ、此事ニ付キ、頻リニ議論最中ナレハ、固ヨリ仏國ノ例ヲ以テ推ス可カラズ。又、羅馬法ノ如キハ既ニ仏國ニ於テモ、之ヲ學フコト多キニ過ルトノ説アル程ナレハ、況ヤ日本ニ於テハ、断然之ヲ學フノ理ナシ。加之ニ、羅馬法ヲ學フニハ、生徒必ス羅匈語ヲ學ハサルヲ得サレハ、是レ又無益ニ屬スル所ナリ。然ルニ、當時仏國ニテ、其民法ノ重大ナル根源タル羅馬法ヲ學ブガ如ク、日本ニテハ、日本民法ノ根源タル仏蘭西法律ヲ學フ可シ。蓋シ後日日本ノ法律確定セハ、生徒專務トシテ其法律ヲ學フ可キハ、是レ勿論ノ事ナレドモ、先ツ夫迄ハ仏蘭西法律ノ鎖末ノ条ハ差置キ、其大略ヲ學フ可シ。又、生徒ノ為メ必要ナルハ、当今ノ日本法律ヲ學フニアリ。蓋シ当今ノ日本法律ノ事ニ付テハ、兼テ此前、司法大輔閣下ニ差出セシ見込書ニモ記セシ如ク、現今日本ニ行ハル、法律ヲ詮議スル為メ、掛リ官員ヲ任シ、其法律ヲ編輯セシメテ一部

ト為シ、然ル上ニテ日本從來ノ法律ヲ生徒ニ教ユル一局ヲ設ク可シ。是レ猶ホ巴里斯ニ於テ法律歴史ヲ教ユルニ異ナラス。然ラハ即チ生徒、日本從來ノ法律如何ヲ知り、後日立テントスル日本ノ法律ノ趣意ヲ明カニ了解ス可シ。

此ノ如ク為サハ、生徒其業ヲ終ヘタル後、何レノ条件ニ付テモ、日本從來ノ法ハ如何、仏國ノ法ハ如何、日本ノ新法ハ如何ヲ言フコトヲ得可シ。然ラハ生徒唯法律ノ文面ヲ解スルノミニ非ス、各法ノ目的及ヒ其互ニ相似タル所ト、相異ナル所トヲ解ス可シ。是レ即チ明見ノ裁判官トナルニ最モ必要ナル所ナリ。

(日本ニテ仏蘭西法律學ヲ教ユル法)

日本ニ於テ仏蘭西法律學ヲ教ユル方法ハ、巴里斯又ハ「カイン」ニ於テ、仏蘭西法律學ヲ教ユルガ如クス可カラズ。仏蘭西ニ於テハ、十八歳乃至二十歳ノ生徒、法律學校ニ入り來ル時ハ、既ニ法律ノ実地ヲ稍々自カラ知リタレハ、博士其試ヲ為シタル上ニ非レハ、「コーデ」ヲ教ヘサル旨ヲ述フルニ及バズ。直ニ「コーデ」ノ教導取掛ルヲ得ヘシ。然ルニ日本ニ於テハ、之ト異ナリテ先ツ生徒ニ、民法、私法ノ大旨趣、國家ノ重大官庁ノ旨趣、全國政治ノ旨趣、司法職制ノ旨趣等ヲ教ヘ、然ル上ニテ法律ヲ教ヘザレハ、仏國ノ景状如何ヲ知り得ルコト能ハス。是レ猶ホ仏國ノ生徒、先ツ羅馬歴史ヲ知ラサレハ、羅馬法ヲ解シ得ザルカ如シ。然ルニ、生徒右ノ方法ニテ先ツ仏國ノ景状ヲ知リタル上ニテ、民法、刑法、政法等ノ条件ヲ學フ時ハ、其法ヲ立テタル所以ヲ知り、博士ノ教ユル所ヲ亮解ス可キナリ。

余カ申述フル所ノ大基本ノ許可ヲ得ハ、即チ生徒ノ学フ可キ科目書ヲ詳カニ認メ、司法大輔閣下及ヒ文部卿閣下ニ差出ス可シ。

(生徒ニ付テノ簡条)

仏國ニ於テハ生徒既ニ十年間、語學、歴史、學芸ヲ学ヒタル上、十八歳ニ至リテ法律學ニ取掛ルカ故、最早、其心氣、事ニ熟シタルハ、法律學講義ノ頗ル解シ難キ簡条ト雖モ、之ヲ解シ得可シ。亦、日本ニテモ之ニ等シタ^(モトモト)、法律ヲ学フニハ、唯々事ヲ記憶スルノミニ足レリトセス、善ク百般ノ事件ニ付キ、正ト不正トヲ差別スルコト必要ナレハ、法律ヲ学ハントスル者ハ、必ス其心氣既ニ熟セサルヲ得サル可シ。故ニ生徒ノ年齢略々二十歳以上ヲ限トシ、且ツ他ノ学校ニ於テ既ニ學業ヲ得タルノ証ヲ立テシム可シ。

若シ又、我兼テ差出セシ見込書ニ記シタル如ク、司法省ニ於テ仏語ノ稽古ヲ取立ルコトアラハ、法律ヲ学ハントスル者ハ、必ス其稽古ヲ受ク可シ。

先ツ最初ノ所ニテハ、法律ヲ学ハントスル者ヲ、尽ク呼出シテ之ヲ試ミ、其中、才氣アリテ法律ヲ学フニ最も適當ナリト見ユル者ヲ撰ミテ、生徒ト為スコト、實地ニ行ハル可キ所ナリ。

日本四月廿日

ブスケー氏誌

法律学校見込書

仏蘭西ノ法律ヲ純粹ノ正法トセズトモ、先ツ日本後來ノ法律ノ基礎トシテ用シ為ニ、政府ニ於テ、相成丈ケ仏蘭西法律學ノ教ヲ

開クコトノ要用タルヲ悟レリ。故ニ学校ヲ造立スルカ、又否ストモ、律ノ課業ヲ開クコトヲ考定サレリ。然ニ、其課業ヲ仏語ニテ為スニハ、先ツ學生仏語ニテ書シタル言葉ニ熟シ、及ヒ多分日本語ニテ訳解シ難キ仏蘭西ノ文章ニ於テ注意ヲ為ス可クシテ、法蘭西語ヲ以テ法律ノ語ト為ス可キ及ヒ示來法律ノ教導ヲ盛ンニ受ク可キ學生ヲ取立ル為ニ、極定シタル課業ヲ司法省ニ立置ク可キコトヲ注目ス可シ。是ヲ以テ司法宰相又ハ文部宰相ノ監督ニ因テ、假^{ゴレシヤ}學校ヲ設置ク可シ

(学校ノ目的)

則チ爰ニ学校ノ取建ニ就テ主ト為ス可キ思考アリ。

第一ニ法律ノ課業ヲ学フ為ニ、成ル可ク急速ニ、學生ノ若干ヲ取立ルコトヲ要用トスル事。

第二ニ後日学校ノ建立ニ至テ、其課業ヲ学フコトヲ翼フ學生ノ進歩ノ速ナラン為ニ方法ヲ為サンム可キ事。

(教導ノ區別 ^{アルミスツアル} 上級課 ^{エキザン} 免許試驗 ^{ドクシヨウ} 課業表)

前条ニ因テ仏蘭西語ノ教導ヲ二課ニ分ツ。

第一ニ上級課、這ノ課級ニ入ルニハ、若年ノ者ノ既ニ仏蘭西ノ初学ヲ十分ニ学ヒ得テ、通弁官ノ助け無シニ、教師ノ教授ヲ理解ス可キ者ヲ許ス可シ。惣シテ這ノ課業ニ入ルノ免許ヲ得ル前ニハ、政府ノ学校ノ仏語ノ教師及ヒ仏律ノ教師ノ内ヨリ一人立会ニテ、其課業ヲ受持タル教師ノ目前ニ於テ試験ヲ受ク可シ。是ヲ免許ノ試^{エトザン}驗^{ドクシヨウ}ト云フ。上級ノ學生ハ少ナクトモ一年間上級課ニ在ル可シ。其課ノ教師ハ學生ノ仏語ニ於テノ了解ヲ全備セシメ、就中口ツカラノ言葉ヲ

理解シ、且ツ話スコトヲ教ユ可シ。其他教師ハ、法律學ニ於テ用ヒ来リノ語ノ諸意ヲ、學生ニ理解セシムル為メ、及學生自ラ思考シ、判断スルコトノ慣ニ因リ、判断力ヲ結固スル為ニ、格段ノ方法ヲ以テ教導ヲ施ス可シ。此課業ノ教師ハ既ニ日本ノ學生ニ仏蘭西語ヲ教授シテ、且ツ學生ノ迅速ナル進歩ヲナサシメン為ニ、最善ノ方法ヲ心得タル者ヲ甚タ望ム可シ。

(効力試験)

學生此ノ課業ヲ一年間受ケテ、然ル後ニ法律教師ノ面前ニ於テ、効力試験ト唱へ、新試験ヲ受ク可シ。若シ學生法律ノ課業ヲ受ク可キ力アルトキハ、其免許ヲ得ベシ。否サレバ効力試験ヲ全ク相果ス迄、上級課ニ入レテ更ニ學ハシム可シ。

(初學課業ノ表)

第二ニ上級課ノ外ニ、初學課ヲ設ク可シ。是ニ入ル學生ハイマタ仏學ヲ為サル者又ハ免許ノ試験ヲ受ケ、且上級課ニ入ル可程仏蘭西語ニ熟達セサル者ヲ許ス可シ。此課業ヲ初年課ト後年課ニ二等ニ分ツ可シ。因テ學生先ツ初年課ニ入り、既ニ十分ノ効力ヲ奏シテ後年課ノ等ニ入ル可シ。初年及後年ノ課業ニハ、専ラ文典及ヒ綴字ノ調音ヲ教ユ可シ。然ルニ教師ハ學生語ニ泥マズシテ、文章ヲ能ク勘考シ及ヒ其文章ヲ他ノ言法ヲ以テ解説シ得、且ツロゾカラノ課業會話ヲ能ク理解スル様ニ勉勵ス可シ。

(賞罰)

褒稱ハ學生ノ勉強ヲ競ハシムル為ニ、六ヶ月ニ一度最モ上達ノ者へ与ヘラル可シ。又諸取締規則ハ今政府ノ學校ニテ用ユル所ト同様

ニテ然ル可シ。課業ハ総テ無費ナルヲ以テ、最モ重キ罰ハ暫時ノ除名或ハ永時ノ除名ニ止ル可シ。凡ソ仮學校ニ入ル學生ハ、律學ヲ為ス可キノ盟約ヲ為サシム可シ。

(免許狀)

學生効力試験ヲ受ケ、試業ノ後チハ免許狀ヲ受ク可シ。是レ學生ヲシテ法律學ニ従事セシメ且ツ司法省ノ通弁官トシテ勤メシムルノ証タリ。

總テ是レ司法省ニ於テ、仏蘭西語ノ課業取建ニツキ、我輩ノ意ニテ主ト為ス可キ思考ナリ。課業ノ時刻、教師ノ給料及ヒ學校ノ支配等ノ細密ノ規則ハ爰ニ略シテ、愈學校ノ取與ヲ布告ニ及ンテ確定セラレン多クハ開成所ノ規則ニ倚テ然ル可シ。

皇曆明治五年壬申四月廿四日

即西曆千八百七十二年第五月三十日

ブスケー誌